

三井住友トラスト・ ホールディングス株式会社

第22回無担保社債

(劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付)

お申込みの際は「目論見書」をご覧ください。

期 間

10年

募集期間

2024年8月30日～2024年9月13日

仮条件 利 率 (年率/税引前)

※利率は2024年8月29日に決定予定です。

1.350%～2.150%

発行価格 額面100円につき100円

利 払 日 毎年3月15日および9月15日(年2回)
*初回利払日は2025年3月15日

お申込単位 100万円単位

格 付 A+(R&I)、AA-(JCR)
*取得予定

受 渡 日 2024年9月17日

償 還 日 2034年9月15日

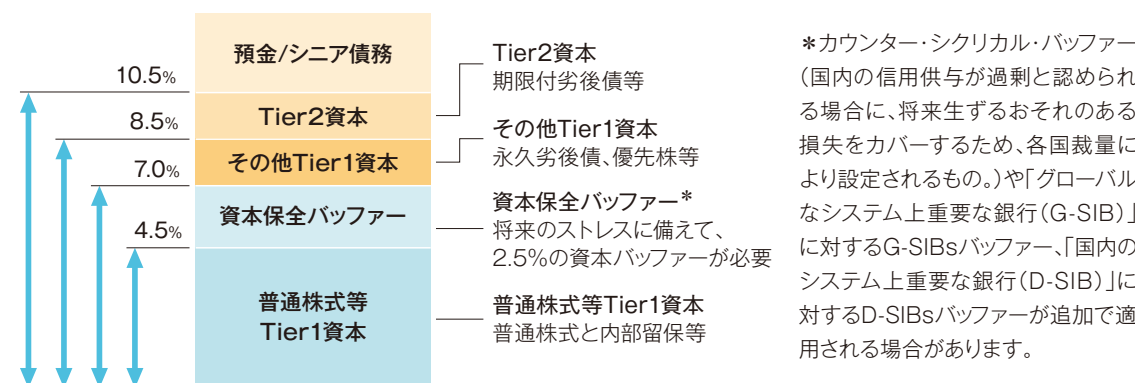
大和証券

Daiwa Securities

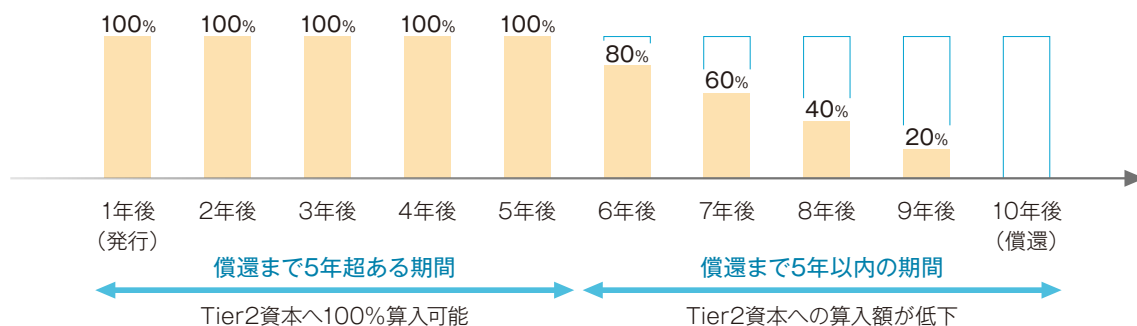
バーゼルⅢ準拠劣後債について

- バゼルⅢにおける国際的な金融機関の自己資本(規制資本)の種類として「普通株式等Tier1資本」「その他Tier1資本」「Tier2資本」が定義され、それぞれ規制上の最低所要水準が定められています。(図表①参照)
- 劣後債は元金の支払い順位が他の一般債務(シニア債等)より低い債券です。
- 要件を満たす劣後債は、負債であるにもかかわらず規制上の自己資本の一部として計上されます。尚、本債券はバーゼルⅢ規制上のTier2資本(劣後債)に該当し、調達資金を自己資本の一部に算入できます。
- ただし、自己資本比率規制において、Tier2資本への参入可能額が次第に減少します。(図表②参照)

図表① 各規制資本の構成と最低所要水準



図表② 期間10年の劣後債のTier2算入可能額



[金融庁HP資料より大和証券作成]

バーゼルⅢについて

- バゼル合意とは、国際的に活動する金融機関に対して、バーゼル銀行監督委員会により策定、公表され、各国が合意した規制のことです。
- 2008年以降に発生した金融危機を受けて、2017年に最終合意されたバーゼル合意(以下、バーゼルⅢ)により、自己資本比率規制の厳格化また流動性規制やレバレッジ比率規制等を導入することで、国際的に活動する金融機関(国際統一基準行)が想定外の損失に直面した場合でも経営危機に陥ることなく、金融システム全体の安定を維持することを念頭に、規制が強化されました。
- バゼルⅢは、2010年の合意以降、わが国を含む世界各国において2013年(平成25年)から段階的に実施されており、最終的には、2028年初から完全に実施される予定になっています。

※バーゼル銀行監督委員会

銀行を対象とした国際金融規制を議論する場として、G10諸国の中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会(第1回会合は1975年に開催)です。現在は、中央銀行総裁・銀行監督当局长官グループを上位機関とし、わが国を含む28の国および地域の銀行監督当局および中央銀行により構成されています。

実質破綻時(債務)免除特約について

(発行登録追補目論見書 第一部【証券情報】
「実質破綻時免除特約」)

- 実質破綻事由が生じた場合、発行体は、本社債に基づく元利金の支払義務が免除されます。したがって、本社債購入者に対する実質破綻事由発生以降の元利金支払いは行なわれません。
- 実質破綻事由とは、内閣総理大臣が、発行体について、預金保険法特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合を指します。(図表③ 参照)

図表③ 金融機関に対する公的支援と実質破綻該当事由について

預金保険法	支援の概要	銀行	銀行持株会社	要件	実質破綻	
預金保険法 第102条	第一号措置	資本増強	○	○	過小資本	実質破綻に該当せず
	第二号措置	預金保険を上回る金額の資金援助	○	—	破綻*または債務超過	「銀行」は実質破綻に該当
	第三号措置	一時国有化による特別危機管理	○	—	破綻*かつ債務超過	「銀行」は実質破綻に該当
預金保険法 第126条の2	特定 第一号措置	資金の貸付け等または資本増強	○	○	債務超過ではない	実質破綻に該当せず
	特定 第二号措置	金融機関等の特定合併等を援助するための資金援助	○	○	支払停止または債務超過	「銀行」と「銀行持株会社」が実質破綻に該当

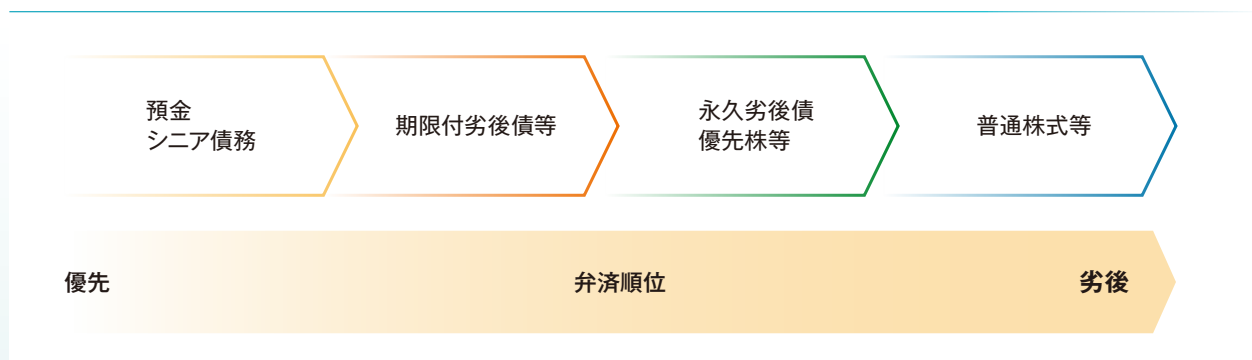
*破綻とは預金の払い戻しの停止またはその恐れがある場合を指します

劣後特約について

(発行登録追補目論見書 第一部【証券情報】「劣後特約」)

- 劣後特約とは、一般債務に弁済順位が劣後する特約を指し、劣後事由(破産手続きや会社更生手続きなど)が発生すると、一般債務の元利金が全額支払われた後に初めて本社債の元利金の弁済が開始されます。(図表④ 参照)

図表④ 劣後事由発生時の弁済順位イメージ



手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等により上下いたしますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- 本債券の発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 本表示は当該債券の発行に関する情報をお知らせするものです。お申込みにあたっては当該債券の詳細について記載した目論見書をお渡しいたしますので、あらかじめご覧のうえ、ご購入をご検討ください。
- 販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。
- 募集期間中はご購入のお申込みをキャンセルすることができます。
- お身体の不自由な方等で一定の要件を満たす場合は、マル優をご利用になれます。
- 途中売却については、大和証券のお取引窓口までお問い合わせください。
- 個人のお客さまの場合、利子は20.315%の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。譲渡益および償還益は、上場株式等にかかる譲渡所得等として20.315%の申告分離課税の対象となります。本債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当等および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。なお、将来において税制改正が行われた場合は、それに従うことになります。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- お取引にあたっては、「円貨建て債券の契約締結前交付書面」をお読みください。


投資家の皆さまへ

債券投資の参考情報について

日本証券業協会では、投資家の皆さまが公社債の店頭取引を行なう際の参考情報として「売買参考統計値」および「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本証券業協会のホームページ <https://www.jsda.or.jp>）や一部の新聞等においてもご覧になれます。また、当社の店頭においても、これらの価格情報および取引所における約定価格（または最終気配）をお問い合わせいただけます。

- ◆本債券のご購入にあたっての口座開設、お問い合わせ、目論見書のご請求は、大和証券 本・支店・営業所、またはコンタクトセンターまでお願いいたします。
- ◆なお、目論見書については、上記の他、インターネット（オンライントレード）での電子交付や、メールアドレスをご登録いただいている場合はメールにてお送りすることができます。
- ◆本債券のお買付けのご注文につきましては、インターネット（オンライントレード）では取扱いをしておりませんので、「ダイワ・コンサルティング」コースのお客さまは本・支店・営業所まで、「ダイワ・ダイレクト」コースのお客さまはコンタクトセンターまでお願いいたします。

大和証券コンタクトセンター

 **0120-010101** 平日 8:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

- 大和証券に口座をお持ちのお客さまは、お取扱店番号（3桁）・口座番号（6桁）・暗証番号をあらかじめご準備ください。
- 新発円建て債券注文受付時間・・・平日8:30～17:00

大和証券ホームページ

www.daiwa.jp

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

大和証券

Daiwa Securities